今回の議論は、国内法秩序における国際法の位置付け・適用に関する一般論を前提とする。憲法¹・国際法(総論・領域)²で学んでいることであるので、理解が足りないと自覚する場合は復習しておくこと。

1. 国内法上の明文規定がある場合

オランダ憲法 93 条は以下の通り定める。

Bepalingen van verdragen en van besluiten van volkenrechtelijke organisaties, die naar haar inhoud een ieder kunnen verbinden, hebben verbindende kracht nadat zij zijn bekendgemaakt.

【仮訳】条約規定および国際法上の機構の決定の規定は、それがその内容に照らして すべての人を拘束するものである場合、公示された時点から拘束力を有する。

類似の内容を、特定の国際機構に限定して定める例もある。たとえば、ポルトガル憲法8条3項は以下の通り。

As normas emanadas dos órgãos competentes das organizações internacionais de que Portugal seja parte vigoram directamente na ordem interna, desde que tal se encontre estabelecido nos respectivos tratados constitutivos.

【仮訳】ポルトガルが構成国である国際機構の権限ある機関が採択する規範は、当該 国際機構の設立文書にそのように定められている場合、ポルトガル国内法秩 序において直接に妥当する。

この規定は特定の国際機構を名指ししていないものの、機構が採択した規範が構成国国内法秩序において妥当することを設立文書で定めているのはヨーロッパ連合(EU)(EU運営条約 288 条 2 文)のみであり、この規定が EU を念頭に置いていることは明らかである。

また、アルゼンチン憲法 75条 24項も類似の規定を置く。

Aprobar tratados de integración que deleguen competencias y jurisdicción a organizaciones supraestatales en condiciones de reciprocidad e igualdad, y que respeten el orden democrático y los derechos humanos. Las normas dictadas en su consecuencia tienen jerarquía superior a las leyes.

【仮訳】[国会の権限は、以下を含む。] 相互的かつ平等の条件の下で、民主的秩序および人権を尊重する超国家的機構に権限と管轄権とを移譲する統合条約を承認すること。その超国家的機構が採択する規則は法律に優位する階層的地位を有する。

¹ 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、2011年) 第1編第3章第2節。

² 酒井啓亘ほか『国際法』(有斐閣、2011年)第4編第5章。

ここにいう「統合条約」により設立される「超国家的機構」とは、<u>Mercosur</u>(<u>外務省サイ</u>ト) および米州人権裁判所である。

2. 国内法上の明文規定がない場合

では、このような明文規定を持たない憲法を有する国内法秩序においては、どのように理解すれば良いだろうか。

2-1. フランス

<u>フランス憲法</u>(英訳)は、55条で法律に対する条約の優位を明記しており、条約規範が国内法秩序において法規範として妥当することおよびその法律に対する優位を定めている。その意味で、国際法に対する立場は日本国憲法と類似している。そのフランスにおいて発生した以下の事例を検討してみよう。

1990-91 年の湾岸戦争後、イラクに対する一連の義務を設定した<u>安保理決議 687(1991)</u> の 17 項は、以下のように定めている。

17. Decides that all Iraqi statements made since 2 August 1990 repudiating its foreign debt are null and void, and demands that Iraq adhere scrupulously to all of its obligations concerning servicing and repayment of its foreign debt;

工事代金の未払いについてイラクに対し支払を求める訴訟がフランス企業によりフランス国内裁判所に提起された。請求には、フランスにあるイラク財産を差し押さえることが含まれていた。パリ大審裁判所(第一審)は上記安保理決議を理由にイラクの執行免除³を認めなかった。第二審のパリ控訴院は、次のように述べて、同様にイラクの免除を否定した。

[D]ès que le Conseil agit pour le maintien de la paix ou son rétablissement dans le cadre du chapitre VII de la Charte des Nations Unies, ses résolutions, qui ont à la fois une fonction normative et coercitive, s'imposent aux juges des Etats membres, dont la France, comme possédant une autorité dérivée du traité constitutif des Nations Unies [...].⁴

【仮訳】安全保障理事会が国連憲章第7章の枠組みにおいて平和の維持あるいは再建のために行動する場合、安保理の決議は規範的かつ強制的機能を有し、フランスを含む国連加盟国を、国連設立文書(国連憲章)に基づく権威を有するものとして拘束する。

³ 主権免除・外交特権免除は国際法第一部で学んでいる。酒井啓亘ほか『国際法』(有斐閣、 2011年) 第1編第1章第2節4(2)、第2章第3節。

⁴ Cour d'appel de Paris, 20 février 2002, Irak c. Société Dumez G.T.M, *Revue générale de droit international public*, 2003, p. 1008.

イラクはこれに対し上訴した。破毀院での手続において、論告担当官(avocat général)⁵は、以下のように主張した。

[L]'absence d'une publication de la résolution dans l'ordre interne est propre à exclure qu'elle affecte les droits et obligations des particuliers [...].⁶

【仮訳】決議が国内法秩序において公示されない⁷ことは、決議が個人の権利義務に 影響を与えることを排除するとの結論を導く。

これを受けて、破毀院は次のようにのべ、控訴院判決を破毀した。

[S]i les résolutions du Conseil de Sécurité des Nations Unies s'imposent aux Etats membres, elles n'ont, en France, pas d'effet direct tant que les prescriptions qu'elles édictent n'ont pas, en droit interne, été rendues obligatoires ou transposées [...].⁸

【仮訳】国連安全保障理事会の決議は、国連加盟国を拘束する一方で、フランス(法秩序)においては、決議の定める諸規定が国内法上義務的なものとされるか編入されるかしない限り、直接効果を有さない。

パリ控訴院・破毀院判決のいずれの方が適切だろうか。あるいは、第三の解決策がある だろうか。

2-2. シンガポール

次に、対イラン「制裁」を科す<u>国連安保理決議 1737 (2006)</u>%に関する事件(The "Saband", [2011] SGHC 27)を検討しよう。2009 年に、債務不履行を理由とする私法上の手続(債権者・債務者とも私人)により、イラン船籍船 3 隻がシンガポールにおいてシンガポール高等法院(the High Court)の命令により差し押さえられた。債務者は債務を履行したとして差押えの解除を求めたが、その審理の過程で、シンガポール高等法院は当該船舶が安保理決議に基づく差押え対象になっているか否かを審理した(判決パラ 20)。シンガポールは、安保理決議 1737 (2006)の直後、決議に定められた義務を履行するための国内法規を制定していた(パラ 26)。差押えするとすれば、安保理決議ではなく、そのシンガポール国内法規が直接の法的根拠となる。

⁵ フランス司法制度における avocat général の役割については、興津征雄「公正な裁判と論告担当官」濵本正太郎・興津征雄(編)『ヨーロッパという秩序』(勁草書房、2013年)75頁。

⁶ Cour de Cassation, civ. 1ère, 25 avril 2006, avis de l'Avocat général, J.-Dominique Sarcelet, *Revue générale de droit international public*, 2006, p. 950, p. 952.

⁷ ちなみに、日本の場合は、安全保障理事会決議が官報に掲載されることがある。

⁸ Cour de Cassation, civ. 1ère, 25 avril 2006, Revue générale de droit international public, 2006, p. 950.

⁹ 安保理の対イラン制裁は既に終了している。

シンガポール法秩序において、条約は法規範としての地位を有さない (パラ 33)。他 方で、シンガポール国内法規を解釈する際に国際法を参照することはできる (パラ 34)。

安保理決議 1737 (2006)は、そのパラ 12 で資産凍結について定めている。パラ 12 が船舶をも対象としているかどうかは、国際法の解釈規則に基づき判断せねばならず、とりわけウィーン条約法条約 31 条 3 項(b)が関連する (パラ 66)。同決議の履行のために EU が採択した規則を見ても (パラ 67-68)、同安保理決議履行に関する米政府の安保理への報告を見ても (パラ 70)、船舶は含まれていない。したがって、安保理決議 1737 (2006)のパラ 12 には船舶は含まれず、同決議を履行する上記国内法規の適用もない(パラ 72)。

この判決は、2-1.のフランス裁判例とどのように異なっているか?

2-3. EU

最後に、さらに込み入った例を見てみよう。安保理は、アルカーイダ・タリバーン・「イスラーム国」制裁のため一連の決議を採択している(<u>関連決議一覧</u>)。うち、<u>決議1267(1999)</u>は、4項(b)において、すべての国家に関係者の資金凍結を義務づけている。これを受けて、EU は<u>規則 10467/2001</u>を採択し、EU 内において安保理の指定する関係者の財産を凍結することを定めた(同規則 2条)。

スウェーデン在住のサウジアラビア国籍者たる原告は、この「関係者」としてリストに含められ、その財産を凍結された。原告は上記規則を含む関連規則の取消を求めて EC 裁判所第一審裁判所 (現 EU 裁判所一般裁判所) "に提訴した。取消理由の一つは、原告の基本権 (聴聞を受ける権利・財産権・裁判を受ける権利) の侵害であった。第一審裁判所は、取消が求められている関連規則はいずれも安保理決議を EU 法において実施するために採択されたものであり、当該 EU 規則を取り消すとなると黙示的に安保理決議が基本権侵害をしていることを認めることになるが、そのような権限を EU 裁判所は持たない、ただし、国際法上の強行規範に反する安保理決議は法的効果を有さないのであるから、安保理決議が強行規範に反しているかどうかの審査をすることはできる、と述べた。もっとも、本件ではそのような強行規範の違反はないとして、原告の訴えを退けた 12。原告は司法裁判所(上級審)に上訴した。司法裁判所は、以下のように判断した。

[...] [I]n circumstances such as those of these cases, the review of lawfulness thus

¹⁰ EUの「規則(regulation)」とは、とりあえず EU における法律だと考えておけば良い。

¹¹ EU 裁判所に私人が提訴する場合、第一審を担当する。

¹² <u>Kadi v. Council/Commission</u>, T-315/01, Judgment, 21 September 2005, ECLI:EU:T:2005:332, paras. 215-216, 221, 230-231, 291. 須網隆夫「地域的国際機構と国際テロリズム規制」国際法外交雑誌 106 巻 1 号(2007 年)1 頁、20-32 頁。

to be ensured by the Community judicature applies to the Community act ¹³ intended to give effect to the international agreement at issue, and not to the latter as such.

With more particular regard to a Community act which, like the contested regulation, is intended to give effect to a resolution adopted by the Security Council under Chapter VII of the Charter of the United Nations, it is not, therefore, for the Community judicature, [...] to review the lawfulness of such a resolution adopted by an international body, even if that review were to be limited to examination of the compatibility of that resolution with *jus cogens*.

[...]

299 [...] [I]t is not a consequence of the principles governing the international legal order under the United Nations that any judicial review of the internal lawfulness of the contested regulation in the light of fundamental freedoms is excluded by virtue of the fact that that measure is intended to give effect to a resolution of the Security Council adopted under Chapter VII of the Charter of the United Nations.

[...]

Nor can an immunity from jurisdiction for the contested regulation with regard to the review of its compatibility with fundamental rights, arising from the alleged absolute primacy of the resolutions of the Security Council to which that measure is designed to give effect, find any basis in the place that obligations under the Charter of the United Nations would occupy in the hierarchy of norms within the Community legal order if those obligations were to be classified in that hierarchy.

[...]

326 It follows from the foregoing that the Community judicature must, in accordance with the powers conferred on it by the EC Treaty¹⁴, ensure the review, in principle the full review, of the lawfulness of all Community acts in the light of the fundamental rights forming an integral part of the general principles of Community law, including review of Community measures which, like the contested regulation, are designed to give effect to the resolutions adopted by the Security Council under Chapter VII of the Charter of the United Nations.¹⁵

そして、聴聞を受ける権利および裁判を受ける権利の侵害があるとして、原告の主張を受け容れた 16 。

^{13 「}共同体の行為」とは、基本権侵害が主張されている規則のこと。ここでの「行為(act)」は 法律行為を意味する。リスボン条約発効(2009 年 11 月 30 日)まではヨーロッパ共同体 (European Community)が存続していたため、本判決では Community が用いられている。

¹⁴ 現在の EU 運営条約。EU 条約と併せて、EU を設立する基本条約。

¹⁵ <u>Kadi v. Council/Commission</u>, C-402/05 P, Judgment, 3 September 2008, ECLI:EU:C:2008:461. 中村民雄「国連安保理決議を実施する EC 規則の効力審査」ジュリスト 1371 号(2009 年)48 頁、薬師寺公夫ほか『判例国際法(第 3 版)』159 番〔前田直子〕。

¹⁶ なお、この事件には続きがあり、2013 年にもう一つの司法裁判所判決が出されているが、本 講義では扱わない。Commission v. Kadi, C-584/10 P, Judgment, 18 July 2013, ECLI:EU:C:2013:518. この判決については、加藤陽「国連の金融制裁と国際判例」吉村祥子(編)『国連の金融制裁

京都大学法学部 2020 年度後期 国際機構法 (濵本) 第2部8. 国際機構の拘束的行為の国内法秩序における実施

第一審裁判所と司法裁判所とで、どこがどのように異なるだろうか。また、どちらが 適切だろうか。あるいは、第三の立場があり得るだろうか。

EU 裁判所の判決文は、独特の表現もあり読みづらいかもしれないが、一応目を通してきて頂きたい。講義で丁寧に読む。

⁻⁻⁻法と実務』(東信堂、2018年) 192頁、197-198頁。